

令和六年十一月二十二日（金曜日）

参議院議院運営委員長 牧野たかお君
衆議院議院運営委員長 浜田 靖一君
元参議院副議長 郡司 彰君

○牧野たかお君 それでは、ただいまから調査研究
究広報滞在費に係ります有識者からの意見聴取を
行います。

今回は、元参議院副議長郡司彰さんに御出席い
ただいております。

意見を聴取する事項は、調査研究広報滞在費の
使途の範囲、そして公開の在り方、残額の扱い等
でございます。

なお、意見聴取に当たっては、速記を付し、会
議録を作成することになっておりますので、御了
承をお願いいたします。

意見陳述を十分から十五分程度、その後、衆議
院の浜田委員長と私が質疑をさせていただいて応
答していただくというのが五分から十分程度、そ
して、その後は五分から十分程度の懇談というこ
とにさせていただきます。懇談では速記はござい
ませんので、忌憚のない御意見も賜ればと思い
ます。

それでは、まず意見聴取ということで、意見陳
述の方をよろしくお願いいたします。

○郡司彰君 今日はお招きをいただき、ありがと
うございました。

副議長をしていただきました郡司と申します。

今回の意見を聴取をするということにつきまして、
衆議院の方でもさきになされたということでご
ざいましたから、そのものについても既に拝読
をさせていただきました。

お話の本題に入る前に、少し私の話をお聞きを
いただければと思います。

私、初当選が一九九八年の第十八回の参議院選
挙でございました。二十四年間務めてまいりまし
たけれども、遡る四年前に政治改革関連法案が成
立をして、一九九七年から、私が議員になる一年
前から政党助成法というものが施行をされて、政
党助成金の支給が始まっております。

したがいまして、私、初めての選挙に当たりま
して、もし当選をした場合には、これからは団体
企業等の献金も禁止をする流れになっている、そ
して、最低限のものについては政党助成法による
支給が行われるので、それでできるかどうかを試
すべきだろうと思って、私は二十四年間一度も政
治資金パーティーと政治献金を受けたことがござ
いません。したがいまして、二十四年間の間、歳
費と、それから政党助成法、そして短く文通費と
言ってもよろしければ、その三つの中で全ての
やりくりをしてまいりました。

結論としては、一度もその思いを曲げることは
なかったのでありますけれども、相当地にそれだけ
で政治活動を行うというのは厳しいものがあつた。
一方で、逆に言えば、その文通費というものがあ

ることによってなし得たんだろうと、このように
も思っているところであります。

先ほど、衆議院の方のも読ませていただきま
して、なるほどと思う道理にかなったお話が相当
ございましたから、それについて逐一重複するこ
とはできるだけ避けたいと思っております。した
がいまして、衆議院の中で出てこなかったような
論点というものが私にとつては幾つか感ずること
がありましたので、そのことについてお話をさせ
ていただきます。

一つは、使い道、使途でございますけれども、
この中で、例えば、衆議院の場合には小選挙区が
基本、そして、もちろん重複立候補がございま
すから復活当選をされる方がいらっしゃいます
が、基本の活動というエリアは小選挙区にほぼ限
られて行っているのが現状ではないかというふう
に思っております。

一方、参議院の比例区というものは、これは全
国比例ということでございますので、その範囲が
衆議院とは比べ物にならないほど広く、そこにお
ける活動の使途というものも衆議院とおのずから
異なってくるものがあるとすれば、それはそれ
できちんと論じなければいけないだろうというふう
に思っております。

また、この同じ都道府県の選挙区ということに
つきましても、例えば私のところの参議院は四名
おりますが、そのうち二名は自宅とは別に県庁所
在地の水戸にアパートなどを借りて、マンション

などを借りて住まいをしているというふう知っております。

したがいまして、その使途の中で、例えば宿舍のことについての議論がございました。東京の宿舍について、それを含めるということに何の異論もございませんけれども、例えば先ほど言った全国比例、あるいは都道府県でも大きなところにおいてはその県庁等の所在するところにもう一つ自宅とは別に居を構えるということも往々にしてございます。その辺のところと例えば宿舍というものと二重に考えるようなことも可能なかどうかなのかということも、当面する該当者にとっては大きなことなんだろうというふうに思っております。

それから、衆議院の議論の中で出されたことの二つ目は、例えば同じような形態で、中身は違いかもしれませんが、企業やあるいは公務員等も単身赴任というような形態を取っているところがございます。この単身赴任を取っているところ、滞在費ということの大きくりの中でどこまでが許容をされている一般的なもののなか。

例えば家電製品やあるいは家具やというものはもちろんでございますし、それに付随して、例えば健康で文化的な最低限度の生活という中に、子供の頃から私は何がしかの楽器、例えばピアノでも何でも結構ですけども、そういうものが生活の一部なんだ、あるいはまた音楽の鑑賞やら、あるいはそうした劇場に通うことによって心の均衡を保つんだという方もいるやもしれません。

だとすると、この範囲というものは、かなり広いものに取っておいた方がよろしいのか、それとも、限定をした中で、それ以外のものについては考えようによつては新たなことを考える必要があるのかということも衆議院の方のことを聞いて感じたところでもございます。

それからまた、これは両先生、委員長と同じだと思いますけれども、細かいことを申し上げれば、背広もそれからかみそりも、何でもそうでありますけれども、どちらか一方にだけあるというわけにはいきませんから、普通の活動をなされる単身赴任の方よりはより多くそうしたことにも取られるかもしれないということもございました。

またあるいは、文書等の通信に供することについては、いろんな方法がありますから、一概にこれだというような方法で行っている方は少ない、いろんなものを併用しているんだと思います。

私の事務所はたまたま、職員の方が、受け取った人が喜ぶ、趣味の人がいるかもしれないというので、切手を実際に貼って郵送をするようなことを続けてまいりました。あるとき泥棒が入りまして、警察の方がおいでになって、普通の事務所よりは切手の数が多いけれども、これは後の換金をする目的があるんですかということを言われて、初めてそういう可能性があるんだということを知りましたけれども、例えば、そのような意図は別にして、例えば切手を多く保管をしないでいざというとき使うなどということもその使途

という中の範囲の中であり得るのかどうか。事は細かく言えば本当にたくさんあるんだというふうに思っております。

それからまた、これは衆参とも同じでございますけれども、若干話が出ておりましたかもしれないませんが、二十三区内にお住まいの方々には宿舍の、基本はされておられません。しかし、それ以外のところの方でもいろいろな事情によつて宿舍以外のものを使用されている方もこれもまた多々いらっしゃるわけであります。

このときに、宿舍が足りなくて入れなくてということの以外に、そもそも宿舍ではなくて、私は東京にやっぱり自分でゆつたりできる、誰の目にも触れないようなところに住みたいというようなものがあつたときには、宿舍という概念にそうしたものが含まれるのかどうか。事、例えば滞在費のことに關してだけでもかなり細かいところまで決める必要があるだろうと思っております。

ですから、使途を決めるということ、これから表裏の關係でそれを公開をするということは当然なされるべきことであるというふうに思っておりますが、かなり短兵急な議論の中で、後々これがどうした、あれがどうしたということが多々出てくるようではかえってそしりを免れないというふうに思っておりますし、そもそもがこのいわゆる文通費というものが歳費法の中の扱いということで派生しておりますから、その辺の關係を含めて、法というものとどこまでなじむまない、

つまり、一般的な政治活動、国会議員の活動というものは裏も表も何もないということも当然言えるわけでありませうけれども、しかしながら、公の部分と私の部分ということで、私の部分については、文通費が一定程度活用できたということであるならば、その辺の見境というものもしつかりしていかなければいけないのだろうというふうに思っております。

それから、残金を返す、これはもう常識的な話だろうというふうに思っております。

問題は、一年の間に、あるいは衆議院の場合には解散等がありますから単純ではございませんけれども、なければ四年間、あるいは参議院の場合には六年間といえますけれども、改選は半分ずつ三年ごとに行われますから、そうした三年ないし四年とかというものが一つの何かの目安になって公開をするようなこと、残金を返すようなことにつながるのかどうか。

私は、毎月というのはこれは煩雑、煩瑣なことで、今以上の事務がかさむわけにありますから、そのための人の費用ということの議論もなされたようでありませうけれども、その辺も率直に伺う中特に衆議院の場合には、解散になった場合に翌月までとかというのはこれ現実的な話ではありませうから、例えば解散があつて半年後にはというようなことがあるやもしれませんし、参議院の場合には、少なくともそれを公開することと表裏の関係でいえば、三年とか六年とかというようなこと

の考え方もいろんなことの中で配慮をする必要が出てくるのかもしれないというふうに思っております。

いずれにしても、使途を明らかにするというのには少々時間を掛けていただいた方が有り難いと思いますし、公開をするというのも、ただ単に、今はいろんなSNSの時代でございますから、余り解釈その他を付けるのが好ましいとは思いませんけれども、ただ単に公開をすればいろんな弊害が起こるやもしれません。思わぬところでその活動を阻害をするようなことになってしまつては逆な効果を生むことにもなるうというふうに思っております。

返金をするということは当たり前でございますけれども、それも月単位というのは難しいでしょう。年単位ということもありましょうし、最終的にそれを一定の間繰り越す中で年月が一年を超えて必要になるような支出というものが出てくるやもしれません。その意味で、中間的に、先ほど言いました参議院なら三年、衆議院ならば解散までの期間とか、ここだけで全てというのではなくて、ここで一旦するけれども、その再修正等も含めてどうするかという議論もあつてしかるべきかなというふうに衆議院の方の議論を見させていただいて感じたところでございます。

取りあえず、私の方からは以上でございます。
○牧野たかお君 ありがとうございます。
それでは、これから質疑応答の時間を設けさせ

ていただきます。

今、お話を伺つておまして、郡司先生には、長い議員活動の中で率直な御意見をいただいたと思います。

そういう中で、一つはやっぱり使途の範囲を決めると、なるべく広く考えた中で決めるということだと思ひますけれども、特に今までもいろいろ議論をされているところは、どこまでが国会議員としての活動の公の部分でどこから先は私の部分なのかというのを今までは余りその区別を付けずにそれぞれの議員個人の判断でそれを使つていたと思いますけれども、この公と私の基準といひますか、どこで切つた方がいいのか、それともこれはもう公も私もなく全てが一つの経費だというふうに考えるのか、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○郡司彰君 非常にその辺が難しい、大事なところだろうというふうに思っております。

一方で、法に照らしてみれば違法ではない、しかし、国会議員、政治家としては倫理に欠けるのではないかという問題はたくさんあるんだろうというふうに思っているんです。ですから、その後の部分を重く見れば、それは、一人一人が国会議員になるときに、私はこのような思いで国会議員になるんだということのその資質、倫理観というものをどれだけ持った方が国会議員になつていくかということの裏返しでもあると思ひますので、一概に言葉の問題として申し上げるのは難しい。

余り言及はいたしません、今宿舍の問題等を取りましても、例えばそこではないところという方がいらつしやいます。あるいは、生まれ育った住所以外に事務所を構えるという方も、政策的な課題を解決するためにはあるかもしれません。これは衆議院と違って参議院の場合にはあり得るかもしれません。

そういうものも、違法かどうかということよりは、まず本人の心の中の倫理観にきちんと沿ったものなのか、だとするならばそれは最大限尊重しなければいけないけれども、しかし、他人が見て十人中八、九人が、それは違法ではなくてもそれはおかしいことなんだと、国会議員としてやってはいけないことなんだというような範疇があれば、やはりそれを大事にする、そのことができない人がそもそも国会議員になる必要はないのではないかと、私は、勝手なことでも申し訳ございませんが、そのように思っております。

○牧野たかお君 それと、先ほどのお話の中に、短兵急に結論は出すべきではないというお話がありますが、ただ、ずっとその議論だけして結論を得ないというわけには我々もいかなんかと思っておりますので、それも難しいお答えになるかと思いますが、これも各党各会派にいろんな提案を出してもらってその上で収れんしていくしか私はないと思うんですが、そういうやり方がいいのか、それとも、そのたたき台をどこが作ってそれでやるのがい

いのかということもありますし、その辺はいかがでしょうか。

○郡司彰君 歳費の関係の法律との兼ね合いもあるとは思いますが、それとは別に、やはり、基本的な考え方だけをつくるというのは、これは時間を掛けずにやってできるものだというふうに思っております。それについて、事の詳細については三年をめどにとか、きちんと詰めるんだということ、精神的には、この今回作られた法律は、こういうような趣旨で、使途について、あるいは公開性について、あるいは返金について定めたということとは、それは急いでもできることだろうというふうには思っております。

それからもう一つ、よろしいでしょうか。ちょっと、この後のときにします。

○牧野たかお君 いいですよ、どうぞ。今のお話お答えは会議録に残りますので、もし残した方がよければ今おっしゃった方が。

○郡司彰君 当たり前ですけれども、今の時代ですから、不必要なものはなくしていくというのはこれは当たり前の話でございます。

私、先ほどちょっと申し上げましたが、九八年に初当選をして、それ以降、声高に申し上げてきているわけではありませんけれども、例えば、そのときまでお車代というものもございました。月二十五万円がなくなりました。

それから、制度上は変わっておりますけれども、私、委員長になりましたときに、もうやめる

べきだということで、委員長招待という形式の会合も全部やめさせました。それ以降、今どうなんでしょう、制度上は変わらないと思いますが、実質的にはもう開かれていないようにもなってきたいると思っております。

もう一つは、当選してから時間掛けましたけれども、十年目からは年金の支給がございました。私どもが当選をして九年八か月、あと四か月で年金の支給が可能となるとときに、あえてということではございませんけれども、年金の廃止の決定をさせていただきました。ですから、私の前の方までは年金をいただき、今、私どもからは年金がない。

これまでいろいろな議論を聞いてみると、多分御存じの方の方が多いんだと思いますけれども、私が当選をしてからでもいろいろなそうした無駄を省くことはやってきた。しかし、そのことの、何ていうんでしょうね、点検といいますか、こういうものを積み重ねてきたということがどこにも出てくることなく、まるで今から行うみたいなことだけでやると、これまでの改革というものがせっかくの内容が実を持たないということでございますから、改めて、この間、政治改革の関連法案ができ上がって以降だと承知しておりますけれども、それ以降の身を切る改革というものは実際にこれだけやってきたんだということも知らしめて今回の議論に供していただければ私は有り難いと思っております。

○浜田靖一君 今先生から御指摘のあった点、かなりの改革を今まで成し遂げてきているというのは全くそのとおりであります。私が、年金のときも、私らまでセーフだったんですけれども、それ以降は皆さんなくなってしまうということもかなり大きな改革だったというふうに思いますし、政治改革というものの流れの中でどんどんどんどん厳しくしてきたのも事実でありますので、先輩方のなされてきたことをやっぱりしつかり残していくというのは、これはもう当然のことでありますので、我々もそれはまた取扱いをしていきたいなというふうに思う次第であります。

その中において、やはり余り拙速にというお話がありました、確かにそのとおりだと思います。ですから、我々も今回ちょっと知恵を出して、いろいろな御意見をいただきながら、今日、今回もそうでありませうけれども、こういった形でどのようにしていったらいいのかをまた募りまして、我々議運のサイドでやはりまとめていきたいというふうに思っているわけであります。

最後はやはりここで思い切った決断をしないと、いろんな意見があります。それこそ年金と一緒に、もうなくしてしまつてほかの制度を考えた方がいいんじゃないかというような話があったり、いろいろな意見が聞こえてくるわけでありますが、ただ、やっぱりもうこれを歳費法の中でどのように扱うかということを考えますと、やはりしつかりとした形でその枠組みをつくつて、それで、中

のその細目については少し時間を取つてやつてしまふという、先ほどちょっとお話があつたように、できるものからやつていけばというお話もありましたので、またその辺については今後そういった形もあると思うんですが、先生としてはそれは可能なことだということを更にお話しいただければと思うんですが。

○郡司彰君 それは、二権の知恵が集まつて物事を決めていくわけありますから、私は、不可能ということの前に置いて話をするのではなくて、きちんと進めるということに進めることによってそれはあり得ることだろうというふうに思っております。

ただ、その場合に、これまでの経過というものを抜きにして考えると、先ほど委員長がおっしゃっていたいたような、歳費法の中から出てきたというのはそもそもなぜなのかとか、その辺の議論というものをしておきませんと、あちらにあるものこちらにあるもの何でもいいから一つずつというようなものではなく、関連をしたものとして、例えば、余計な話でございませうけれども、一般的に国家公務員の方の上位者の賃金と国会議員の歳費というものはどちらが上になつてはいけないみたいなのことも巷間言われておりまして、そのとおりだろうというふうに思っております。

だとすると、歳費そのものを今から上げるといふ議論はなかなかそれは難しいことだろうというふうに思いますし、また、私どもが二十五、六年

前になつたときの一般的な中小企業等の社長さんの月収というものは大体百五十万前後でございました。それに若干見劣りするしないは別にして、国会議員の歳費というものも並んでいたような感じがいたします。

しかし、今はどうだというと、そういう比較、単純なことにはなりませんけれども、やはり、いろんなそうしたものの文通費のありようなんだということ、先ほど、繰り返して恐縮でございませうが、それと三つ以外のところから一切金銭を取らないという主義でやつてきた者からすると、大変大事に考えていただければというふうに思っております。

○牧野たかお君 それでは、意見陳述と質疑応答はこれにて終了させていただきますと思います。